

ナチス、ファシシズムと日本法西ズム

—序論—

松沢哲成

(一)

彼の有名なナチスとは、周知のように「Nationalsozialistische Deutsche

激しく反資本主義、反民主制、反市民社会的、一言でいえば「反既成体制的である」のが。

Arbeiter-Partei の略であり、その頭のひらには「国民社会主義的」と訳されている。また、ムッソリーニの運動は「団結」を意味する「ファシズム」の名で呼ばれ、彼によって創られた体制は協同組合を連ねた協同体国家 corporative state と称されている。要するに、国境内での、つまり一国内での、何らかの結合、がそこで志向されいるとするところがである。「Blut und Boden 血と土」はもともと象徴的な言葉であろう。そういう本質的志向が、政治的に表われると、反自由主義＝民主主義で独裁指向となり、経済的には反自由競争で統制経済指向になり、社会的には反個人主義で「社会」主義＝全体主義指向となるのである。個人の自由・自由放任主義と安い國家^{チープ・ガバメント}を両輪とする古典的な資本主義、民主制、市民社会の像に対するアンチないし修正版としての歴史的位置を、それは占めている。——アンチあるいは修正、とは言つても、権力を握り体制となるまでのその運動はとくに、往々にして

ナチス、ファシズムの思想、運動、体制については、この程度の前知識を持って（くわしくはいざれ必要に応じて述べることにして）、日本のそれの検討に入ろう。

こういったふうなナチス、ファシズムに代表される西欧法西ズム思想とやや似たものは、しりとしては、おそらく北一輝（一八八三～一九三七）が挙げられる。彼は、二十世紀初頭の著作『国体論及び純正社会主義』において、今現に存在する明治憲法・大日本帝国体制には、経済的不公平や外交の構造的失敗など幾多の欠陥があるから、これを根本的に改革し、眞に全国民ひとりひとりが幸福であることのできる「革命帝国」を建設し、対外戦争をも積極的に戦うことにより領土と資源を獲得、もつてこの帝国を潤おすべしだ、と論じた。ダーウィン－マルクス流の「階級闘争ニヨル社会進化」を信じるがゆえに彼は、「全日本国民ノ大團結」による大日本帝国の「改造」は正しくかつ必然であると主張し、そ

らに、その進化論的考え方を押しひろげて、「民族競争国家競争」も人類歴史の昔から存続する否定できないものであるから、改造された日本帝国はすんで対外戦争に乗り出しアジアのためにヨーロッパと戦い、これに打ち勝つことによつて「世界聯邦」を樹立、もつてクロポトキン流の相互扶助社会を実現すべきである、と唱えた。その後の著作、一九一〇年代の『支那革命外史』『日本改造法案大綱』をも合わせて考えるならば、北一輝は、そのような構想を実現するためには、『国体論』における普通選挙と社会大衆の教育啓蒙という論から進んで、軍隊一とくに下級の将校や兵などの決起・クーデタという形で表現された国民大衆の意志と、天皇の上からの指導との「合体」が必要、と主張するに至つた、と見ることができる。要するに、私有地・私企業をふくめた私有財産制に枠をはめ一定度以内は許容しそれ以上は国有化する、一種の混合経済論。政治的自由の制限を撤廃し労働者を始め国民大衆の権利を拡大しその意見をこれまでより少し多く反映するよう政治制度を改革（普通選挙→国家改造議会）しつつも、それが天皇と官僚（国家改造内閣）による専制的ないし独裁的体制への下からの補強とされるような政治体制。私的・市民（社会）的自由を許容せず、上から社会政策的恩恵を与える一方で、権力的干渉をも行なう、福祉＝管理国家——これが北一輝の『新しい』天皇帝国構想であった。

西欧ファシズムにおける相対的に単純明快な反古典性はそこでは見ら

ナチス、ファッショと日本ファシズム

れず、私的自由、自由競争、政治的自由をより広く激しく与えられた各個人や私企業は、統制経済をふくむ管理国家の専制ないし独裁政治体制に対し、許容された自由のままに、任意にかつ自発的に服従し、それを積極的に支持していくべきである、というふうに論じられている。ドイツやイタリアのファシズムの場合でも見られないわけではないのだが、日本の場合、とくに時代に先き駆けて論を提起した北一輝においては、創られるべき新しい帝國・体制に対する自発的な服従という、ほとんど矛盾せんばかりの態度が国民大衆につよく要求されたことは、きわめて特徴的である。基本的には、第二帝政／ワイメアール体制期のドイツと、明治寡頭制／大正デモクラシー期の日本との国家社会体制の違いに、その原因はもとめられるであろう。ドイツでは、ドイツ社会民主党SPDはその頂点の一九〇五七年には数十万の党員を擁し、一九一二年には議会の第一党となるに至つた。これと密接な関係を持つていた自由労働組合 Freie Gewerkschaften は同年組合数二五六万人に達していた。これらは、労働者層の社会生活全域における権利の拡大に精力的につくしていたし、労働者のための各種娯楽スポーツ組織や教育文化機関さえつくりていた（飯田ら『現代政治史』ミネルヴァ書房一九六六年）。それはまさに「国家の中の国家」であつたし、いいかえれば体制の根幹部あるいは支柱そのものであつたといえる。これに対し、日本では労働運動の合法化自体ひじょうにゆっくりとしか認められず、新聞紙法、出版法、治安警

察法、のちには彼の悪名高い治安維持法などによつて各種の政治的自由はつよく制限されていた。最大の労働組合、友愛会は一九一七年に組合数二万あるいは三万人であり、一九二一年現在労働組合総数は三〇〇、同組合員数一〇万余名、一九二四年現在四六九、約二三万名で組織率五・五%にすぎなかつた（山崎五郎『日本労働運動史』労務行政研究所一九五七年）。しかも、無産政党は労働農民党、日本労農党、社会民衆党の三派相いせめぎ合う状況で、労働組合も農民組合もそれぞれの無産政党のいわばヒモつき状態の有様であった。以上のような彼我の違いはあくまでも事情の違いであり、先進、後進と規定しては間違いになる。

ところで、このような日本の事情のもとでは、まず第一に、労働者の生活と権利の増大が行なわれ、各種政治的自由の制限の撤廃が実現されることが必要である。その上で、自分で腹の足りた個々人がバラバラになつたり、グループや階級的な対立を示すのではなくて、国境の枠内で、ついでアジア規模で生き生きと各自が自発的にかたく団結することがつよく望まれる——北の主張はそのようなものであった。餓えた不自由な個人を権力的規制で『團結』させても、それはもういものでしかない、というのが、彼の認識であり、また見識であったのである。逆に、労働者などの権利や生活の拡張をつよく唱えることはブルジョア政党と各種の閥、官僚によつて形成されている既存体制の『團結』に否や応なく亀裂を入れることになり、したがつてそいつた体制の擁護者・単なる

保守分子からは危険視・異端視されるもとなつた。個人と社会、自由と国家権力のあいだにあえて架橋しようとした北一輝は、こうしてその間のどうしようもない矛盾に引き裂かれたのであった。『國體論』の「緒言」で、「著者は古代中世の偏局的社会主义と革命前後の偏局的個人主義との相対立し来れる思想なることを認むと雖も、其等の進化を承けて今日に到達したる社会民主主義が、国家主義の要求を無視するものに非らざると共に亦自由主義の理想と背馳すといふが如く考へられるべきものにあらずと信ず。……社会の部分を成す個人が其の権威を認識さるるなくしては社会民主主義なるものなし。殊に欧米の如く個人主義の理論と革命とも経由せざる日本の如きは、必ず先づ社会民主主義の前提として個人主義の十分なる發展を要す」（著作集一巻一ページ）と言つてゐるところである。『改造法案』でもまた、「此国家改造ヲ一貫スル原理ハ國民ノ財産所有權ヲ否定スル者ニ非スシテ全国民ニ其所有ヲ保障シ享樂セシメントスルニ在リ。熱心ナル音樂家が借用ノ樂器ニ満足セサル如ク勤勉ナル農夫ハ借用地ヲ耕シテ其勤勉ヲ持続シ得ル者ニ非ス。人類ヲ公共的動物ノミト考フル革命論ノ偏向セルコトハ私利的欲望ヲ經濟生活ノ動機ナリト立論スル旧派經濟學ト同シ。共ニ兩極ノ誤謬ナリ。人類ハ公共的ト私利的トノ慾望ヲ混有ス。從テ改造サルヘキ社會組織亦人生ヲ無視シタル此等兩極ノ學究的臆説ヲ容ルル能ハス」（同二三四ページ傍点松沢、以下同じ）と主張されている。

その点『敵』をつくり、これに対する「ゲルマン人」の強烈な排外意識を煽ることによって、悪魔的な美事をでその間を架橋し切ったのが、ヒトラーのナチスであった、といえよう。北一輝も、反アングロサクソン＝白人熱を煽りアジア（人）の連帯を訴えたけれど、時代的に早すぎ、したがってまた庶民大衆の上あるいは先を行きすぎた、と見ることができる。しかも、根本的には、日本自体は白人帝国主義の支配下に置かれていなかつたということが決定的である。隣邦のアジアの苦しみを見よ、というのではアピールする迫力においてもうひとつ欠けるところがあるのである。これは、ワイメール・ドイツがアメリカやヨーロッパ諸国によつて占領されひどい賠償をかけられたとき、そのもとで初めて、ナチスが強力に勢力を伸ばしたこと想起すれば、おのずから事情が明らかになると考へる。

以上、彼我のファシズムの、いわば位相の違いについて、簡単に走り書きした。こういったことについて本格的に展開し出したらほんとキリがないと同時に、しょせん違うものは違うのだ、という結論にもなりかねないので、いちおうここいら辺で終える。そこで、抽象・一般的な『本質』比較論から、『具体』的な比較に入ろう。

〔二〕

日本において、國家社会主義 *national socialism* の名を、自分たちナチス、ファシズムと日本ファシズム

の思想・運動に実際に、意識的に冠した最初は、高畠素之（一八八六～一九一八）とその一派である。このことについて、高畠は次のように言つてゐる。

「厳密に申せば、ステート・ソシャリズムは国家社会主義、ナショナル・ソシャリズムは国民的社会主义ですが、我々の主張する国家社会主義にはナショナル・ソシャリズムの英語を用ひて居ります。と申すのは、西洋でステート・ソシャリズムと云ふのは社会改良主義のことで毫も社会主義を意味せざるのみならず、寧ろ其れに敵対して居ります。ナショナル・ソシャリズムと云ふ言葉は余り用ひられて居ませんが、イギリスの有名なる社会民主主義者ハインemannなどは此言葉を用ひ、現に自覚をナショナル・ソシャリスト・パーティと云つてゐる。外にも万国社会党の中で、ナショナルを標榜して居るもののがイクツかあります。加之、これを論理的に考へても、今日万国社会党中央の多数派は事実上みなナショナル・ソシャリストであります。我々の国家社会主義を嘲笑して、国家主義と社会主義とは水と油だなどへ申された御仁もあるやうですが、此う云ふ人々に爪の垢ほどでも世界の大勢を知らせてやりたいのです」（「社会主義研究問答」『国家社会主義』一の一、一九一九年六月号、三七ページ）。

この高畠の説明に註をつければ、ハインemannといふのは Henry Mayers Hyndman (1842～1921) であつて、英國で初めてマルクス（社

義）流の階級闘争説をもとめ、社会民主連盟 The Social Democratic Federation（略称 S・D・F）を一八八一年に創設、のち一九一四年第一次大戦勃発するや、極端な軍国主義に転じ（ただしそれ以前二十世纪初頭ごろより次第に「愛國主義的」に変わっていた）、SDFを脱党し、国家社会党 National Socialist Party を結成、クレマンソーを支持、連合政府の一翼として活動した。ヴィリアム・モ里斯や、独立労働党のマクドナルド、そして SDF（主流）などと論争、生涯を理論闘争で過ごした特異な人物として知られている（社会思想社編『社会科学大辞典』改造社一九三〇年。この項、蠣山政道執筆）。

高畠素之は、初め、明治社会主義者の筆頭として知られる堺利彦のところに寄留していたが、一九一八年ごろより、独自の考え方を示し始め、一九一九年四月から『国家社会主義』という雑誌を創刊して、彼なりの思想・運動を開拓し出したのである。それが、国家社会主義＝ナショナル・ソウシャリズムなわけである。（同誌の表紙には THE NATIONAL SOCIALISM ふるむ）。

それで、高畠流の国家社会主義の本当のところは何かどうしたことになるのだが、それはなかなか微妙である。とにかく、左翼から右翼に転じる、その微妙な一線を絶渡りしているという感じは、どうしても拭い去れないものである。たとえば、高畠は『門下』の北原竜雄、遠藤無水、茂木久平などとともに、一九一八年十月から始めた老社会という左・

右『混淆』の会議のメンバーとして登録されていたが、請われて時にマルクスの説を講義していた。当時、彼はマルクス説の日本紹介第一人者であったのである。それが、右翼歴史家に言わせると「高畠素之がマルクス研究の講義をしていくと、若い会員の中には社会主義の方向につつ走つて行く者が目立つてゐた。これに腹をたてた暴れん坊の伊達順之助などは／『こんなにマルクスかぶれする者が続出するのは、高畠が下手な講義をして人心を惑わすからだ。じつに怪しからん！』／『うだ、ひとつ高畠をふん縛つてドブに放り込んでやろうか』／と松林〔亮〕や小室〔中尉〕たち血の多い僚友に相談をもちかける始末である。」（都筑七郎『右翼の歴史』翼書院一九六七年、九七ページ）、ということにもなっている。いま特定はできないが、高畠やその門下にも、そういうふうに、社会主義＝左翼の方向に、ひとりでも多くの大衆をオルゲる（組織化）ことを目的として「國家、ナショナル」という語を付け加えたのだ、と述べる者がある。御大、高畠素之の言い方、表現法自体、きわめてあいまいで、とり方によつてはどうにでもれるものであつた。多少とも一般的に問題設定するならば、共産（主義）革命の目的・目標、そこへ向うための革命戦略としての大衆のオルガニゼーション（組織化）、そして国家、国民に対する庶民大衆の思い入れの仕方、要するに愛國狂熱のすさまじさ、という二種類の問題として、高畠における『左』と『右』は検討されるべきである。

もし、高畠などいわゆる経済学盟系の（革新）右翼が、人心の多くを惹きつけオルガナイズしたりがために何か格別新しいことを言つたのだとしたら、それは、「国家の経済力を、少数特權者の手から国家の手に引移し、之を国民全体の幸福の為に運用しやうと云ふのが我々の主張である」（高畠「労働者に國家あらしめよ」『国家社会主義』一の一、一九一九年四月一日号、二ページ）に象徴されるであろう。「日本国家を実質的に日本国民全体の共有物たらしめよ」（同前）——それが彼らの主張であった。こういった主張は、要するに経済的不平等のは是正、ひいては（少し飛躍になるが）国家の手による社会政策・福祉の実施、という方向に進んでいくはずのものである。そのためには、「国家」というものは残しておいた方がいい、という意見と考えられる。「国家」というひとつ大きな力の残置、というニュアンスが何かそこに認められる。以上を少し引きのばして言えば、この高畠流の考え方は、引きのばして行くと、福祉国家論、言いかえれば管理・干渉体制論になる、と見ることができるであろう。

ところが、このような福祉一管理国家を樹立するためにはどういう手段をとらなくてはならないか、とるべきか、というところで、このようなチヨット古い構造改革論者たちは、ヒヨリヒヨリ権力＝官憲の鼻息をうかがうことになるのが、もっぱら普通である。構造改革を目的とする（ほとんど）すべてのひとが、その目的達成の手段としては、何か

合法的で、ひ弱な手段しか考へない、と述べるつもりはないのだが、ふしきなことに見聞きする例がそれ以外にない、というだけである。

この高畠一派の場合にも、それはあてはある。『高弟』遠藤友四郎（号を無水という）は、言う。

「万国労働同盟大会への代表者……吾輩は考へる。之は社会主義者の間から選出して派遣するに限る。……官憲が社会主義者と提携するには之が絶好の機会である。そして今に於いて政府が何派かの社会主義者と提携して置かなければ、いつか何派かの社会主義者に禍はひきれる虞がある。」（「淫雨濛々」『国家社会主義』一九一九年七月号、二七ページ）。

官憲＝国家権力と密通し、妥協しつつ、ものごとを決めて行こうとする態度であり、権力と対峙しつつ彼らから権利・権益などをひとつひとつ奪いとつて行こうとする考え方ではない。べつに、常時対決こそが正しいと主張するわけでもないが、対決なしの妥協・取引は、圧倒的に敵権力の力がつよい現状では彼らにこそ有利なのだ、とせざるを得ない。

ところで、このような権力と取引済みの、上からの構造改革が、じつは、下からの大衆的決起による眞実の革命を回避し、あらかじめおさえるために意識的に構想されたものである、という反革命的な遠藤の証言がある。すなわち、

「『国家社会主義』第一号の禁止は、国家社会主義の実行方法を説く

た処に紊乱の廉があるとの事だが、其処に『天皇の御名に依りて国家が執行する』と云ふ堅い／＼断はり書きがある以上、紊乱になる筈がないではないか。凡ての事物に於いて外国の影響を蒙る事を免れぬ日本が、危険思想と改革事情とに於いて外国の影響を受けんとし、民衆の要求が益々強大になるのを目撃する今日、謂ゆる下から来る改革を避けて上から齎らすの主張は、紊乱するものではなくて、紊乱を防遏するものである。然るに現内閣が之に圧迫を加へたのは、何うしても失策だと云はねばならぬ。」（「驟雨去来」『國家社会主義』一九一九年八月号、三一ページ）。

これは、高畠素之らが、ロシア・ボルシェヴィズムの精力的な紹介につとめつつその日本化、あるいは「忠君愛国」化・「合法」化に腐心したことと密接に関連している。彼らは、ロシアにおけるような労働者による社会体制の一挙的変革が、一種の歴史的必然であることを認めたがゆえに、その方向や勢いを少しでも曲げようとした、と考えられる。高畠たちは、国家権力重視（したがつて反アナキズム）・反改良主義・反デモクラシーの立場において、ボルシェヴィズム（その理解によれば、ボルシェヴィズムとは、革命的マルクスにブランキーの実行政策を加味したものであった）と似寄った考え方を持つていると自認していた。つまり、「其一は、公有主義実現の手段として国家の中央権力を極度に重視すること。／其二是、労働組合運動、労働立法等に依る改良的応急政

策に熱中せざること。／其三是、社会主義の立場に於て謂ゆるデモクラシイに重きをおかず、場合に依つては之れに反対しても可なりと信ずること」（高畠「過激主義の立場を論ず」『國家社会主義』同前号）、と述べている。門下の岡悌治は、その点明確しごく次のように言っている。「……即ち日本は資本閥と過激派の両者より挾撃さるゝ事になる。而してこの挾撃に對抗するには国家の力を以て英米の資本的侵略に對抗し、社会主義に依つて国民生活の基礎を絶^{マツ}に鞏固ならしめて過激派の侵入を防止する以外には、決して他の手段方法はない。換言すれば、日本現今の危機を救ふものは吾が国家社会主義以外には断じて存在しない」（「世界の革命と國家社会主義」『國家社会主義』同七月号）と。

高畠系の一方の雄、北原龍雄の場合は、もう少しだけマットウに「ボルシェヴィズムの日本化」を眞実目指した（一時期のこととで、まもなくどうしようもない思想的墮落に陥つたけれど）。すなわち、「日本に最も適する革命運動の政治的形態が、ボルシェヴィズムである事を私等は信ずる。その事自体は、今ではもう論争の必要はないまでに、一般の肯定を得て居ると思ふ。無政府主義者のヒステリカルな批評や、反動主義者の低能な論難の如きは、素より鎧袖一触すれば足る。／革命行程の形態を決定するやうな、諸国家間の普遍性及び特異性の要因はすべての政治的、経済的、社会的条件であるが、特に有力なるものは、国民の性情、国家の地理的条件、産業の発達階段、支配階級内部の分裂状態、小

資本家の勢力、軍隊及び在郷軍人の状態、国内の諸団体及諸小社会の状態等である。露西亞に取り入れられたボルシエヴキズムが日本にも適する考へられるは、是等諸々の事情の上に、大体上の一致があるからであるが、同時にそれ／＼の程度の差異が認められる所に、ボルシエヴキズムの部分的修正を必要ならしめる』（「ボルシエヴキズムの日本化」）

『進め』創刊号、一九二三年二月巻頭言）、と論じている。

〔二〕

それでは、権力と密接取引しつつ、下からの大衆的決起（方式）を回避するための、上からの改革のやり方とは、実際にはいったいどのようなものであるのだろうか。その具体的方策を、発売禁止になった『国家社会主義』一の一（一九一九年四月号）に所載の遠藤論文「国家社会主義の実行と農工業」を中心として見てみよう。

遠藤友四郎は、まず第一に、「緒言＝其の目的」として、次のように述べる。

「吾々の主張する国家社会主義の目的とする処は、之を一言にして尽せば、戦慄すべき血と火の革命を避け、凄惨なる犠牲を払ふの愚を抜ばずして、方に行詰まり居る処の資本主義の社会制度を撤廃して、唯一の救済道たる社会主義の理想を実現すべく、主権者たる天皇の大権發動に依り、國の大義に基き之を國家に遂行せしむるに在る。即

ち、國家それ自身の為に、皇民の間を乖離して國家を危殆に導きつゝある中間階級の専横を排除し去り、皇民一体の国家主義の拡充を齎さんが為に、非国家的なる有ゆる革命思想の充满せざるに先立ち、一切の社会問題を解決する唯一の法、たる社会主義を実行する、是れ吾々の抱懐する国家社会主義である。

私は茲に、去年発行の『新社会』に発表した『君主社会主義の実行を勧む』と題する論文から、もう一度、社会主義を実行せざる可からざる理由の根拠として、如何に現在の制度が危険に向つて居るかを指摘する。即ち「等しく陛下の赤子たる一般庶民、全国民の八割八分を占むる多数に對しては、甚だ多く且つ重い負担を強ひ乍ら、而も極めて微々たる僅少の恩恵を付与して居るのに反し、一方、一割二分に過ぎない少数に對しては、甚だ軽少の負担に止め、而も頗る多大の恩澤に浴せしめて居るのである。」

而して、斯うした不公平、不均等は露西亞や独逸に於いても存在を見、英吉利や仏蘭西に於いても事実として見られるけれども、日本のそれは程度に於いて外国のそれよりも甚だしく、而も之に對しては、唯だ国家が社会主義を実行するの外、絶対に方策が無いのである。何故なれば、資本主義を撤廃しない限りは、斷じて此の不公平、不均等が除去されないのである。而して、若し之を国家が実行しないならば、国民が其の苦痛に堪へざるに至つて、革命に走る虞れのある事

は、近く独逸や露西亞の実例に徴して明らかである。勿論、我が日本に於いては、革命の性質が彼等と大に違ふに相違ない。それは、単に内閣制の立憲国だからと云ふので無く、君民の関係が父子の関係で、陛下は慈愛に富み玉ひ、国民は忠義に厚いからである。此の国民性情からしても、日本は当然、国家社会主義を実行すべき國、危険思想を敵視し乍ら永く其の存在を許すべき國でない。」（同一六、七ページ）。

「法案」「天皇の大權發動」という用語法は、この直後、同年八月に上海で書かれた北一輝『國家改造案原理大綱』のそれと全く同じである。中間階級を排除して「皇民一体」をはかる、という考え方も、同じである。そして、君民＝父子、国民は忠義に厚い、という考え方も、北一輝の文章のなかには見てとれる（彼自身が忠君愛國の考え方をしていたかどうかは問わないとして）。少くとも、それが現実の国民大衆の抱いているところと考えられる以上、国家改造実現のためにそういった忠國愛國の考え方を北らが利用しようとしたことは疑いない。最後に、以上のなかで述べられている、遠藤無水的な予防反革命の考え方が、北一輝の基本主張に存在したこともまた、事実であろう。

ついで、遠藤無水は、実行方法に説き及ぶ。

「仍て愈々国家社会主義の実行論に移り、第一に行ふべきは実施の布告である。それには大綱を掲げて、人民の側から云へば土地及び資本の奉還、政府の方から云へば有らゆる生産機關の没収、之を經濟進化の道程に於ける事實として見れば資本主義の撤廃、その実行の着手を宣言するのである。

……私の考へでは、先づ天皇の勅令を仰いで、根本改革新施設実行の布告を為し、それから天皇の親任を仰いで委員を定め、委員が有らゆる新施設に関する法案を作成し、一方普通選挙を之も緊急勅令に依つて実施し、そしてその法案を此の新議会で議決し、それと共に新政府の大臣を議会で選挙し、法案の議決と大臣の選挙の結果を天皇陛下に上奏して其の御裁可を仰ぎ、斯くして新施設の実行に着手するのが好都合であろうと思ふ。」

緊急勅令と普通選挙が骨子であるが、ひじょうに簡単に述べられている。これを北一輝『改造法案』の「卷一 国民ノ天皇」と比べて見ると、後者が手段についてたいへんくわしく説明していることに気づく。すなわち、(一)三年間憲法停止・両院解散・戒厳令施行の上で、(二)枢密顧問官などの罷免→新人物任命、華族制廢止、貴族院改革（内容を改めて二院制を残す）を実行して、天皇側近の質的充実を計り、(三)政治的自由の制限を撤廃し、男子普通選挙を実施して国家改造議会を召集、改造を協議し改正憲法を發布して解散する。現在の各省のほか生産的各省を設け国家改造内閣を組織する。各地方長官を一律に罷免し国家改造知事を任命する、という。これを、遠藤無水案と比べると、北案は概して国家改造

実行する主体について多くを顧慮する、より実際的な考え方になつてゐるところが分る。緊急勅令よりも憲法停止と戒厳令施行の方が、保守分子などの反動・抵抗を考えれば、現実に力を持つし、遠藤案では、天皇側近は現在のまま温存されているわけだから、改造へ向う緊急勅令はそもそも準備さえされず、したがつて天皇の目に触れないということもあり得るので。もうひとつは、北案における地方長官の一斉罷免であるが、これは中央の改造を地方隅々にまで及ぼそうという配慮であろう。さらに、あとでも出てくるが、国家自身が各種産業などを直接営むための機関として、銀行省以下の「生産的各省」の設置を言つてゐる点が、北の見通しの良いところであろう。

ここで大急ぎで、ムッソリーニヒトラーがどのようにして権力獲得を行なつたか、の歴史的実際過程を振り返り、それとこれらの案をひきくらべてみよう。

一九一〇～二〇年頃のイタリアは、激動期にあつた。保守的な王のもと、自由主義的な政府体制は、ストライキや工場占拠→管理を多用する左派労働者の運動と、右からするムッソリーニ・ファッショ党の暴力的行動とに、はさみ打ちにあつて、大ゆれに揺れいすれも長く存続することができなかつた。一九二一年一月二一日イタリア社会党から分裂して結成されたイタリア共産党は、コミニテルンからの統一戦線テーマに反対するボルディーガラナーポリのヘソヴェト／グループや、そのほかグラム

シラトリーノのヘオルディネリヌオーヴォ／グループなどに率いられ、あくまでも工場占拠などによる直接的な権力奪取の方向を追求したが、やはりもうひとつ決め手を欠く状況であつた。そうしたなかで危機を感じたムッソリーニは、エミーリア、トスカーナ、ジエーノヴァ、アンコーナ、ミラーノなどの地方都市占拠→行政権掌握を実現しつつ、一九二二年一〇月二六日、社会主義者の支持を受けている現ファクタ内閣の総辞職を要求するとともに、ファシストの動員を開始した。翌二七日七時、ファクタ首相は王と会見し、九時総辞職を決意した。この日夜半、二万名前後のファシスト武装隊が三地点から行動を開始した。しかし、翌二八日の閣議は武力抵抗をするべく戒厳令を施くことを決定。だが王は署名を拒否した（同九時。これに對しては知事の不服従が広がつていった）。軍隊も警察も動かなかつた。同夜から翌二九日昼にかけて、デリヴェッキ（ファシスト軍司令のひとり）、グランディ（ファシスト地方活動家）、サランドラ、チアノ、フェデルツオーニ（いずれも保守派・右派）は五者会談を行ない、ムッソリーニを入れた保守右派の連立内閣などにつき協議したが、ムッソリーニは電話でこれを拒否。この間、自由主義者のジョリッティ、改良主義右派のボノーミなどは、きわめてあいまいな態度で終始し、立場を明らかにしなかつた（左翼の暴力をひどく嫌つていたので、右翼のムッソリーニたちに對してはつよい反感はないが、ただし、その暴力的行動もまたにわかに支持できない、といったものと推測され

る）。最後的に、王が屈服し、単独組閣のためムッソリーニがローマへ来ることを要請する電報を発し、三〇日ムッソリーニはローマ到着、直ちに組閣したのである。同内閣の構成は、ファシスト四名、非ファシスト一〇名（うち自由主義者三名、人民党二名、社会民主主義者二名）、トはファンシストのものであったので、実務上の主導権は確実に掌握）、軍人二名、という妥協的なものであったが（ただし政務次官の重要なポストはファンシストのものであったが、翌年、地方自治体・警察・行政機構・上院をファンシストでうづめ、近衛軍・ナショナリストの青シャツ隊を解散してファンシスト党軍隊を設立、ついでナショナリスト党を合併し、カソリックと和解した上で、一四年総選挙で圧倒的多数を獲得した（四三三、反対側一〇八）。同七月マッテオ・ッティ事件にさいしては一時危機に陥ったが、党内の地方活動家ファンナッチらの援護を受け新聞規制の勅令を発するなどして独裁的権力の基盤を固めた上で、一九二五年一月三日、ムッソリーニは独裁を宣言した。（以上は、*Italy—A Modern History* by Denis Mack Smith, 1959、森田鉄郎編『イタリア史』一九七六年などによる）。

こうして見ると、ファンシスト・ムッソリーニは、左翼の実力行動がつづく中で積極的に反対する者がホンの一部で、多数、とくに自由主義者がニヒリスティックな中立にとどまつており、したがつて軍隊・警察を率いる者もない、という情勢をたくみにつかみ、自らの武装部隊を出動させその力を背景に、右派・保守派という迎合部分をひき出し、最終権

力者・王の屈服を獲得した、と見ることができる。

こうして見ると、遠藤無水のような、現実情勢の動きを考慮に入れていない緊急勅令案がきわめて非現実的で書齋派的空想であることが分るであろう。彼らは、検閲のためもあるが、全部合法的にやるといい、独自の武装などは全く考えていかなかったようだ。かえって、資本家の『純情』に期待をかけて、彼らが進んで自らの持つ財産を「奉還」することを願つたのである。いわく、「……私は、彼等資本家と雖も、其の血管には必ず吾等と等しき日本国民の血が流れて居るであろうと思ふ。その資本主義の中毒にかかり、因襲の容易に脱却し難きものゝあるべきはさる事ながら、而も猶ほ彼等の胸底には、事に際し折に触れ、常に日本国民的真純の情意に満たす事があるであろう……。」（『改版財産奉還論』一九一九年一〇月文泉堂発売、九ページ）。お甘チャンもいいとこ、ではないか。その点、既成軍隊、とくに在郷軍人や、青年将校に「革命」の主体たることを期待した北一輝の方が、もう少しだけ（というのは自己党派の創設、その武装という考え方があつたから）、現実的な考え方をとつていたと言える。北は、それを辛亥革命に随伴するなかで、経験的に見、知つたのである。小・中隊長以下の下級将校が革命側へ転ずることによって、辛亥の革命が火蓋を切られたことは、北の熟知するところであったのだ。「叛逆の剣を統治者其人の腰間により盗まんとする軍隊との聯絡……。仏蘭西革命に於て……瑞西傭兵三

百名の死守せし以外親兵護國兵の凡てが戈を倒まにしたる歴史を見よ。
……青年土耳其党的軍隊を味方とせる革命の成効^(ママ)……」（『外史』二五

／六ページ）とある。

ドイツのナチスの場合はどうであつたか。一九二八年六月、第一党の社会民主党は首班に選ばれ、五つの政党による大連合政府を組織した。しかし、同政府は一九年以降恐慌進展のなかで、国家財政と失業問題により遠心分解し、三〇年三月崩壊した。これ以後、共和議会の議席数に基づき議席を置かない、官僚と軍部を支柱とする大統領政府が次々に登場した。こうしたなかでナチスは着々と勢力を伸ばしていった。三〇年九月、六四一万票、一〇七議席、三一年七月には、一二八万票、一二〇議席で、議席の $\frac{1}{3}$ を獲得、ついに社会民主党をぬいて第一党となつたのである。

三三年一月ヒトラー内閣は、ナチス四名、非ナチス九名（国家人民党、鉄兜団、留任の官僚政治家など）で構成される妥協的なものであったので、右翼、保守派、帝政復帰派などに支持されたが、ヒトラーは彼の有名な *Gleichschaltung*（画一化）政策を暴力的に展開して社会民主党などをつぶしにかかった（W・S・アレン『ヒトラーが町にやつて来た』番町書房一九六八年を参照）。ほか、翌三三年三月には彼に全権を委任する全権委任法を議会通過させて国防軍・官僚をも包摂し、独裁的権力を固めてしまった。三四年八月総統に就任（飯田ら前掲書三〇五～二四ページ）。ヒトラーナチスは、最初だけは、ムッソリーニよりもよけいに

合法的手続と仮面をかぶっていたわけである。ただし、どちらも、日常的に小部隊がゲリラ的に暴力的破壊活動を行なつていたことに変わりはない。

こうした合法的装いということからいえば、遠藤は論外だが、北一輝といえど、最初から戒厳令施行をかかげていて、偽装がなさすぎる。それが、早くから軍当局に目をつけられ危険視され、最後に一・二六事件の実行者としての首謀者にまでデッチ上げられて（加担あるいは帮助程度でしかなかったにもかかわらず）、死刑に処せられたひとつ理由であろう。もちろん、独自な政治勢力—党的組織の結集→大規模化を充分に発展させ得なかつたことが、もつとも基本的な点であることには違いない。

この最後の論点、独自勢力の結集という問題に関連しては、高畠派の北原龍雄が『鋭い』指摘をしている。一種のマキャヴェルツィイ的政治力学の見地をとつて、衆議院と貴族院の一部とに巢食う資本主義勢力打倒のためには、衆議院の一部にわずかに存在する小資本家地主勢力と手を結ぶとともに、貴族院・枢密院などに根拠をもつ封建勢力ともまた、連携すべきことを主張したのである。（福田狂二・北原「我等の視野—時評—『進め』前掲号）。彼は、（一）思想宣伝を行なつて大衆の思想内容を高め階級意識を促進し、（二）たがいに固い政治的結合をなし政党を結成、（三）そのなかに政治行動上の指導を専門的に荷なう「特殊機関」を析出しつつ、

四既存の「國家権力の發動内容を多かれ少なかれ支配」し、ついには打倒するに至る（「政治的威力の三つの要素」『進め』一九二三年五月号）、という革命運動の行程を考えていたので、（一）（二）（三）から（四）に向う途次における他政治勢力との提携→多数派形成（あるいは大衆化）に考えを及ぼしたものであろう。しかしながら、それは大変危険な道で、ごくごく一時的革命でもないかぎりそういった反動派との政治的結合は、かえつて社会主義に対する障害としてほとんどつねに機能し帰結すると考えられる。

（四）

それでは次に、権力を獲得したあとに、どのようなことをなさなければならぬか、の問題であるが、その、いわゆる改造方策についての遠藤無水の主張は、おおよそ左のようであった。
まず第一に、耕作地、山林、池沼、宅地の没収＝国有を原則とする。その上で、「田畠合して二町歩以上を有する者から、国家が全部その耕作地を收用して、国家が一大地主となつて、各小作人に地租を負担させ、彼等をして『自作自収』せしめる。爰に私が田畠二町歩以上としたのは……つまり農村を三別して、地主、小作人、中農とし、その中農中の下等に属するものを取つたのであって、田畠二町歩あれば、五六人家族の農民が優に生活し得るものと考へられるからである。即ちそれ位のものは収用するに及ばずとして、現在の儘直ちに新法令に依らしめ、以て国

營の意義を發揮せしめる」。したがつて、二町歩以下はそのままにしておき、売買・貸借を禁ずる。宅地からは地代を、住宅からは家賃を、それぞれとつて貸しつけるものとする。以上は、ひじょうに簡単に述べられているので、言わんとするところが必ずしも明確ではないが、要するに、二町歩程度の田畠をおそらくすべての人に許容し最低限の生活は保証した上で、国有地を一定の地租で貸し小作させる、といったものであると認められる。いいかえれば、農地の国有化プラス私営耕作、という混合形態に他ならない。

つぎ第二に、正貨、有価証券、宝物、米穀、物件、家畜など（特許権、新案権もふくむ）、十万円以上にわたる個人の財産はすべて没収＝国有化する（衣類、身の回り品、世帯道具は算えず）。また法人の財産についても同様であるが、工場については使用人十数名以上のものを没収し、残っている小さい工場は合併して最終的に一ないし数十箇の工場として全国に計画的に配置する。以上、十万円以下の私有財産については、個人でも会社でも、資本税を課する。したがつて、要するに産業＝工業はほぼすべて国有で完全に國営ということになる。「……爰に一言して置くのは、單に國家が一切の生産機関を没収して、之を國営すると言ふ丈けで無く、由來絶対に産業の私営を許さないと云ふ是れ（ママ）である。」つまり、そこでは賃銀制度はなくなり、労働＝社会問題は消えて、労働は純粹に「神聖」なものになるという。「國民は兵役に服する

が如く、工場に行き、会社に通ひ、採鉱冶金に従事する。産業に従事する。固より貪不明□者の利益壟断が無いから、報酬として与へらるゝ率は今日の賃銀として受けるそれとは違つて非常に高い。……新制度の許では兵役同様の産業従軍……」。（以上すべて前掲論文から）。

これをまとめれば、一定限度をつけた国有＝国営化のための基本構想である。それが、「自然進化の道程」のなかで、「下から」ではなく「上から」しぜんに「齎らせ」られるはずだ、というのが無水・遠藤友四郎の「進化的社会主義」（前掲『財産奉還論』二ページ）の考えに他ならなかつた。

ところで、これを北一輝とくらべると、『改造法案』は、三百万円までの私有財産を「個人ノ自由ナル活動又ハ享樂」のために許容し、それ以上は無償国有化、私有地は時価三万円までそれ以上は有償国有化、都市々有地はすべて有償国有化、私産業は資本金一千万円以内は許すがそれ以上は有償国有という案であつて、労働者は賃銀を「自由契約」とされるがストライキは禁止、争議は労働省を通じて「裁決」される、経営にも参加を許す、としている。

国有・国営の基本構想上、北の考え方は遠藤案に比し私有・私営に対する譲歩がより大きく、したがつてやや混合経済的なところに近いけれど、そういった基本構想を実際に実現するためのやり方についてはより綿密詳細に考えぬかれており、遠藤案は現実化を顧慮することがより少

ない。

これをファッショ・イタリアとくらべてみよう。そこでは最初、政府支出の軽減による予算均衡化、租税制度の合理化をふくめた自由主義経済政策がとられたが（ド・ステファンニ財政相）、ヴォルピ伯が財政相に就任した一九二五年ごろ以降、ひじょうに厚い関税障壁を築き貨幣を安定させ、アウタルキー（自給自足）と計画経済が目指された。具体的には、小麦など食糧の増産、各種生産の奨励、人口の増大化、土地干拓、交通手段の発達促進、そして労働力価格の絶対的・相対的低減化などの政策がとられ、三三年ごろには景気が上昇したが、戦争開始によって全産業破滅、という経緯をたどつてゐる。「ファッショ綱領」で約束されていた大土地所有の分割は法律通過のみで実施に至らず、小土地所有者は没落して土地を国庫にとられ、結局土地の集中化はいつそう進む結果となつた。以上の施策は、工業、農業、商業、海上・空中運輸業、陸上・内地水上運輸業、銀行業の六業種の組合（そのなかにそれぞれ雇庸者組合、被庸者組合がある）を基礎としそれを横につなげた、組合協同体 Corporazioni（それを直接に指揮するのが組合協同体省）によつて、実体的に荷われる仕組になつていた（以上前掲 D. Mack Smith 書、『政治学事典』などによる）。

ナチス・ドイツの場合は、まずもつて、公共事業（おもに道路・郵便など）に対する龐大な国家資金の放出によつて失業者を減らし、最低賃金を法律で保証し、「ライヒ食糧団体」による農産物価格の完全管理統

制など（他に負債整理、増産）によって農民の利益を保証することを通じて経済復興が計られた。国民所得も改善された。ついで、①価格統制、②厳重な為替管理の実施による貿易統制と国内資源開発・代用品造出による物資（食料品、原料品）の調達、③労働力の完全管理を通じてするその計画的・合目的な配置替え（労働力の地域的配置替えや産業部門間の職場交換などを強制的に行なうこと）、④増税、労働救済手形発行による短期信用の造出（Vorfinanzierung）、資本市場統制を通じてする長期債操作などによって資金を調達し、それを通じて生産力増強→国防経済化が志向された（以上、満鉄調査部編『世界経済の現勢』一九四〇年による）。

こうして見ると、イタリアでもドイツでも、初期の「綱領」に掲げられた資本と土地の国有＝産業の国営化は、現実におけるさまざまの障害と抵抗によって挫折させられ、かえって独占化と大規模・集中化がいつそう進む結果を生んだのである。さらに、國家権力による各方面における管理制度が進行したのであった。したがって、遠藤案や北構想は、その基本的な考え方・国有→国営論において現実軽視であって、実際に起こり得るさまざまな困難に対しあまりにも無防備という他はない。骨抜きになつた権力国家あるいは統制管理体制が生まれるだけであることは、見てとることのできるはずのものであり、論じる当事者がそれを意識していたとすればはなはだ偽まん的なデマゴギーでしかなかったのである。資本

家・企業家の反対をある程度予想し、それに対する強圧手段を考え、生産的各省を通じて国家自身が産業を営むという現実化方策をいくぶんなりと樹立していた、北一輝の方が、資本家の「愛國心」に期待しその「財産奉還」を願う遠藤友四郎よりも、少しだけ現実の苛酷さに迫っていたといえるだろう。もともと、それだけよけい既存権力者に敵意を抱かれていたし、反面、現実化方策だけがその最初の企図を抜いた形で採用され、したがって歪曲利用される可能性はより高かつたわけであるが（一九三〇年代後半以降の統制経済・管理社会体制を想起せよ）。なお、管理社会・権力国家を実際に動かして行く主体はどうしても官僚にならざるを得ないことは、北一輝でも遠藤無水でもそうであるのだが、その点北原龍雄の場合は、労働の国営＝「労働軍とも名く可き労働者団」の組織という主張に関連して、「特殊高級知識を要する局に就く者は、軍隊の将校と同一の性質を帯びる事になるであろう」（「国家社会主義の政治的綱要」『国家社会主義』一の一）と明確に断言していて、注目に値する。

*

*

*

以上きわめて粗雑ながら、北一輝を引き合いに出しつつ高畠素之や、その系統の遠藤友四郎、北原龍雄らの「国家社会主義」的な考え方、彼のナチス・ドイツやファシシズム・イタリアの現実にひきくらべ点検した。彼の国の思想・運動とその現実化を、日本のそれと本格的につき合

わせる一種の比較学のための、ほんの心覚えといったつもりにすぎない。しかし、高畠系の検討にしても、そのごく初期のものにしか当ることができなかつたし、まして高畠たちがムツノリーニやファッショ、ヒトラーやナチスを直接紹介し論じたものの検討にまで入ることが、紙数などの関係で出来なかつたことは残念である。この小論は、そこに入つていくための序のまた序、ほんの試みである。

(1976・9・27)

〔本学文理学部助教授（日本現代史）

一九七三・七五年度 個人研究員〕